

「戦争法」は違憲だ！

原告団ニュース No. 1

年会費 1000円

「戦争法」違憲訴訟の会

連絡先：〒530-0047 大阪市北区西天満 1-9-1
パークビル中之島 501号 冠木克彦法律事務所気付
TEL：06-6315-1517 FAX：06-6315-7266

ニューヨーク・タイムズ掲載



「戦争法」課題残し運用

自衛隊に南スーダンで何をさせる？

駆け付け警護 訓練開始へ

稲田防衛相は24日、安全保障関連法に基づく新任務の訓練に着手することを表明し、自衛隊の活動は新たな段階に入る。国連平和維持活動（PKO）として南スーダンに11月から派遣する陸上自衛隊の交代部隊による新任務の訓練は9月中旬から本格的に始まる予定で、離れ

た場所で襲撃を受けたPKO関係者らを救援に向かう「駆け付け警護」が最初の任務付与になりそうだ。だが、南スーダンは治安悪化が懸念されており、隊員の安全を確保しつつ国民の理解をいかに得るかが課題となっている。

2016年8月25日毎日新聞記事より

■1月からの交替部隊に新たな任務

稲田防衛相は8月24日、PKO（国連平和維持活動）11月から南スーダンに派遣する陸上自衛隊の交替部隊に、任務を付与する方針の「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防護」の訓練を、9月中旬から本格実施すると表明しました。

左の図と次の文は、その関連記事（毎日8月25日）です。

【大勢の群衆が陸自部隊に接近してきた。「数人、武器を所持している者を確認！」。隊員は英語で、停止するよう呼びかけたが、押し寄せる住民は部隊に投石を始めた。「止まれ、撃つぞ」と隊員が叫ぶが、投石はさらにエスカレート。隊員の一人は「警告射撃を実施する」と、上官に指示を仰いだ。】

これは、海外派遣部隊を教育する陸自の専門部隊「国際活動教育隊」の訓練で、「陸自宿営地にデモ隊が迫っている」という想定だったそうです。記事を読んで何かがおかしいと思いました。今まで南スーダンPKOに派遣されていた自衛隊の任務は、道路建設や整備等が任務だったのに、今度の任務では住民に銃を向けるの？



■スーダンの独立と南北の内戦

折しも8月30日、ATTAC関西主催で『南スーダンの紛争の背景と解決への道』と題する茂住衛さん（アフリカ日本協議会）の講演会があり、聞きに行きました。

【スーダンは1895年英国・エジプト連合軍に侵略され、1899年英国の植民地になります。英国は南部スーダン政策を開始し、北部と南部を分割しました。1956年1月スーダンは独立しますが、独立が北部中心主義を制度化するかたちで行われたため、南部の不

満が高まります。1983年5月、北部の政府とスーダン人民解放運動（SPLM）との間で第2次内戦が勃発し、2005年1月南北包括和平協定が調印されます。しかし、独立後の紛争は南北内戦だけではありませんでした。2003年スーダン西部のダルフル地方で、アラブ系民兵ジャンジャウィードによるアフリカ系住民の大量殺害や焼き討ちが起きています。



その後の2011年7月、「植民地期の境界を変更できない」という原則を維持しているアフリカ連合の例外として、独立後のスーダン共和国から南スーダン共和国が分離・独立。南スーダンの独立の日から国連PKOが活動を開始します。スーダン・南スーダン両政府間の未解決問題に関する9つの合意文書に署名され、2013年から原油生産は再開しますが、南スーダンの首都ジュバで、大統領警護隊同士が衝突し、南スーダン政府軍と反政府軍の衝突が激化していきます。地方において、多くの南スーダン国軍兵士が反政府側に寝返ったということです。東アフリカの地域経済共同体である政府間開発機構（IGAD）の仲介・調停により2015年8月、関係当事者が「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」に署名し、2016年4月統一の暫定政府が樹立しました。しかし、その3ヶ月後、大規模な戦闘が再開し、国連安保理が南スーダンに展開する国連PKOに4000人地域防護部隊の追加派遣を決定しました。】

■南スーダンの分離独立と内戦

以上、講演をもとに南スーダンの歴史を足早にたどりました。スーダンは南北間に問題を抱えながら、南スーダンの中が内戦状態なのです。内戦の当事者は、サルバ・キール・マヤルデ大統領派とリヤク・マシャール前副大統領派で、両者とも現在の南スーダン議会の圧倒的与党であるスーダン人民解放運動（SPLM）のメンバーであり、スーダンにおける南北内戦では北部の政権と闘った人物たちです。何が要因なのか、

資源＝石油なのでしょうか。停戦合意があっても内戦が再開するという南スーダンの複雑な状況の中で、自衛隊は何をするのか、何ができるのか。

■PKOの任務の変化

「駆けつけ警護」という場合、他国のPKO部隊の警護のことですね。この国連部隊を誰が攻撃するのでしょうか。南スーダン政府軍か、反政府軍か、あるいは現地住民か。どちらにしても、理屈が合わない。だって、PKO活動の大義は南スーダンの安定のためなのに、南スーダン側はそれに反対する。そんなPKO活動って何でしょうか。「宿営地の共同防護」にしても、理屈は同じです。茂住さんが引用した次のような話があります。

【PKO自体の考え方がこの10年でがらっと変わった。政治交渉の結果停戦し、第三者として中立の武力を入れ、その状態を長く続けて和平につなげる。昔はこれが主要任務だった。しかし、1994年のルワンダのジェノサイドのように、PKOの目の前で停戦が破られ住民が虐殺される。当時は、国連が中立性を失い「紛争の当事者」になることを恐れ、撤退し、100万人の住民を見殺しにしてしまった。この教訓から「保護する責任」という考えが生まれた。住民の保護はそもそも国家の役割だが、国家に代わって住民を傷つけようとする勢力に対して「武力の行使」をする。今では、国連は中立性をかなぐり捨てて、住民を守ることを決意した】（伊勢崎賢治×荻上チキ対談での伊勢崎さん発言）。

■「保護する責任」ということ

「保護する責任」という考え方は、PKOだけではなく、欧米中心の国際社会による軍事介入を正当化する根拠にも援用される。誰が主体になって誰をどのような方法で「保護」するのか。この点が具体的に問われる。「駆けつけ警護」は、この文脈に位置づけることができるのか、茂住さんは自問し、国連PKOは内戦終結に有効であるとは考えにくい、近隣諸国の介入の方が有効なのではないか、と述べました。

安部政権は住民保護等のことを本気に考えているとは思われませんが、たとえしようとしても内戦下でできるのか。人々の命が奪われ、住民保護にとっては何も成果もないという可能性が大きいのではないか。あるいは、初めから安倍政権は、天然資源や国としての存在感を高めることに関心がある？市民としてし

っかり考えねばならないときです。

■最後に、参考資料として

①南スーダンPKOに参加している国

日本、韓国、バングラディシュ以外では、インド、中国、モンゴル、ネパール、カンボジア、ルワンダ、ケニア・・・インド。なぜ、欧米諸国はないの？

②PKO参加5原則について

- 1・紛争当事者間で停戦合意が成立している。
- 2・当該地域の属する国を含む紛争当事者がPKO及び日本の参加に同意している。
- 3・中立的立場を厳守する。
- 4・上記基本方針のいずれかが満たされない場合には部隊を撤収できる。

5・武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られる。

(1、3を守るのは無理。2は、表面的同意。4は、おそらく初めから考えられていない。5で、最小限の基準は状況によりいくらでも変わりうると思います。)

報告：事務局（斉藤）

▼PKO派遣、弔慰金増額 政府検討

南スーダン、新任務対象【サンケイ新聞】政府が11月中旬以降に南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に派遣する予定の陸上自衛隊部隊について、自衛官が死亡した際に支給される賞恤（しょうじゅつ）金（弔慰金）の最高額を6千万円から9千万円に引き上げる方向で検討に入ったことが30日、分かった。

派遣予定部隊は駆け付け警護など今年3月施行の安全保障関連法で可能となった新任務を付与される見通しで、過酷な条件下での任務であるため、賞恤金引き上げが妥当と判断した。引き上げの対象となるのは、陸自第9師団第5普通科連隊（青森市）を中心に編成される第11次隊以降の部隊。政府は今秋に新たな任務を付与するための実施計画修正を閣議決定する予定で、賞恤金の詳細を定める防衛相訓令も改正する。

賞恤金の上限は6千万円だが、イラクでの人道復興支援活動などに部隊を派遣した際、9千万円に引き上げた経緯がある。11次隊は離れた場所で武装勢力に襲われた非政府組織（NGO）職員らを救援する駆け付け警護のほか、治安悪化などによる緊急時に他国軍と協力して宿営地を守る共同防衛を新たな任務として付与される見通し。

「戦争法」違憲訴訟の会の歩み～発足から現在に至る軌跡

- 2014.10.07 エルおおさか 第01回会議
.11.13 エルおおさか 第02回会議
2015.01.27 エルおおさか 第03回会議
.03.02 エルおおさか 第04回会議
.04.07 エルおおさか 第05回会議
.04.21 エルおおさか 第06回会議
.05.14 エルおおさか 第07回会議
.05.28 エルおおさか 第08回会議 拡大会議
.06.11 エルおおさか 南館ホール
集会・井上正信氏講演（広島弁護士会所属）
『集団的自衛権違憲訴訟に向けて
～国際平和戦争支援法を読み解く～』
.06.25 エルおおさか 第09回会議
.07.21 エルおおさか 第10回会議
.07.29 エルおおさか 709号室
集会・高作正博氏講演（関西大学法学部、法学政治学
科教授）『戦争法をあばく！』
～立憲国家の大転換～ ※後日冊子作製販売
.08.18 エルおおさか 第11回会議
.09.30 エルおおさか 第12回会議

- .10.29 エルおおさか 第13回会議
.11.14 エルおおさか 第14回会議
.12.08 エルおおさか 第15回会議
.12.09 エルおおさか 606号室
集会・半田 滋氏講演（東京新聞論説委員兼編集委員）
「戦争法」違憲訴訟を開始する！
～どうなる自衛隊～
※ゲスト参加：西谷文和氏（フリージャーナリスト）
泥 憲和氏（元自衛隊員）
2016.01.18 エルおおさか 第16回会議
.02.19 エルおおさか 第2回 拡大会議
.03.12 エルおおさか 第17回会議
.03.29 大阪地裁司法記者クラブ 記者会見
提訴原告募集開始と集会案内
.03.29 エルおおさか 709号室
集会・高作正博氏講演（関西大学法学部、法学政治学
科教授）「戦争法」施行でやってくる社会
～違憲訴訟を開始する～
.04.01 エルおおさか 第18回会議
.04.28 冠木事務所 第19回会議

.05.20 冠木事務所 第 20 回会議

.05.28 難波市民学習センター

原告集会

提訴日公表

.06.08 14:00 大阪地方裁判所提訴

15:00 司法記者クラブにて記者会見

中之島公会堂にて提訴集会、記者会見報告会

.06.18 冠木事務所 第 21 回会議

.08.08 冠木事務所 第 22 回会議

弁護士冠木・谷・桜井各氏出席。

全国弁護団報告、二次訴訟時期、一次訴訟の期日入れ、次回集会、会報発行等議題、

●弁護団会議経過

2016.04.14 冠木事務所 第 1 回弁護団会議

訴訟の意義・違憲性・権利利益の侵害等役割分担

.04.28 冠木事務所 第 2 回弁護団会議

資料持ち寄り検討

.05.07 冠木事務所 第 3 回弁護団会議

国賠訴訟と差し止め訴訟分担

.05.13 冠木事務所 第 4 回弁護団会議

持ち寄り検討

.05.23 冠木事務所 第 5 回弁護団会議

日程調整・提訴に向けての詰め作業分担

.05.31 冠木事務所 第 6 回弁護団会議

訴状詳細検討

.06.03 冠木事務所 第 7 回弁護団会議

訴状最終確認

.06.08 14:00 提訴

15:00 司法記者クラブ記者会見

中之島公会堂で提訴集会

.08.17 冠木事務所 第 8 回弁護団会議

二次訴訟・駆けつけ警護込み南スーダン派遣問題・期日・陳述書等について

.09.13 冠木事務所 第 9 回弁護団会議

二次訴状持ち寄り検討・証拠資料検討

「戦争法」違憲訴訟二次提訴緊急集会

10.28

10月28日(金曜日)
午後6時開場-6時半開始
資料代 800円
■エルおおさか■
南館1023号室
(地下鉄/京阪天満橋)



お話し
(元自衛官) **泥憲和**さん

自衛隊は南スーダンに行くな!

■編集後記【満腔の怒りを胸に抗議する!】

沖縄の基地問題に限らず私たちは、市民が反対し、県民が反対し、知事が反対しても、要は国の方針に合わなければ「考慮に値しない」とする日本独裁国家の本姓を思い知らされてきた。

去る13日の事態は、さらに自衛隊という名の日本軍が、いかにも「愛国」の風を装い災害に際し役立つかのごとく振舞いながら、その実「命令に従って任務遂行しただけ」とする今回の高江における陸自ヘリによる住民頭ごなしの工事重機輸送によって、この組織の本姓が実に市民に敵対する立場にあることを明らかにした。

当該が「止めてくれ」といっても聞く耳を持たない稲田防衛大臣は「移設工事を着実に進めていくことが、基地負担の軽減にもつながっていく」と持論を展開したが、警察がだめなら自衛隊があるさというわけだ。

そもそも論だが、自衛隊が国内治安のための実力部隊として創設された歴史を再認識する必要があるだろう。ミイラ取りがミイラになるのだとえ。このままでは、大臣もまた「こんなはずではなかった」という時代が来る(古橋)

■二次訴訟原告募集を

始めています!

6月8日に提訴した安保法制違憲訴訟の、国家賠償請求訴訟と行政差し止め請求訴訟は初回公判期日が

11月15日11:00から大法院と確定しました。

公判当日には原告の方・支援して下さっている方の多数ご参加下さい。また当日は報告集会も予定し、弁護団からも説明していただけるよう会場を準備いたしますのでよろしくお願い致します。

安倍内閣は南スーダンへの自衛隊派遣を11月初旬頃に予定しています。今回の自衛隊派遣は、安保法制「戦争法」が施行されて初めての駆けつけ警護、及び宿営地の警護任務が与えられての派遣となります。当然大量の武器も持ち込み、実際に戦争に巻き込まれる危険すら出てきます。

従って二次訴訟では南スーダンへの駆けつけ警護込みの派遣を差し止めする行政差し止め請求訴訟を中心に国家賠償請求訴訟もすることになります。既に100人以上の原告が届けられています、より多くの方に働きかけていただき原告に加わっていただけるよう呼びかけにご協力下さい。

新たな委任状用紙も用意いたします(申し込み締め切り10月31日)。

事務局: 岡本